遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン

第1 現状認識

遺伝子組換え技術は様々な分野での実用化が進んでおり、農業分野においても将来の農業生産に大きな有用性があるとされている。

遺伝子組換え作物や食品は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下「カルタヘナ法」という)」、「食品安全基本法」、「食品衛生法」等に基づく科学的な評価により安全性が確認されており、その安全性が確認された作物や食品は国内での栽培や利用が認められている。

また、遺伝子組換え作物を利用した食品の表示については、「農林物資の規格化及び 品質表示の適正化に関する法律」(以下「JAS 法」という。)等により表示が義務づけ られており、消費者が選択できるようになっている。

しかし、遺伝子組換え作物や食品に関して、消費者は長期の摂取による健康や栽培による環境への影響等を懸念しており、農業者は一般作物との交雑や流通時の混入が起ることによる生産・流通上の混乱や産地イメージの低下を心配している。

このような状況において、県として、遺伝子組換え作物の栽培等に関して必要な取組みを行い、消費者・生産者双方の安心感を確保していくことが必要となっている。

第2 基本方針

知事は、県産農産物に対する消費者並びに生産者の安心感の確保を図るため、次に 掲げる方針に基づいて必要な取組を行う。

- (1) 遺伝子組換え作物の栽培については、生産・流通上の混乱を未然に防止するために必要な栽培管理等を行うよう適切な指導を実施する。
- (2) 遺伝子組換え作物の流通販売並びに遺伝子組換え作物を原料とする加工食品の製造販売については、消費者の食品の選択に資するため、適正な表示を行なうよう食品表示の監視指導を実施する。

第3 定義

- 1 このガイドラインにおいて、遺伝子組換え作物とは、カルタヘナ法第4条に基づく 第1種使用規定の承認を受けた作物をいう。
- 2 このガイドラインにおいて、ほ場とは、県内の水田、畑、樹園地、牧草地の土地をいう。
- 3 このガイドラインにおいて、組換え作物生産者とは、遺伝子組換え作物を県内のほ場に栽培を計画又は実施する者をいう。
- 4 このガイドラインにおいて、国実験指針とは、「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針(平成16年2月24日農林水産省制定)」をいう。
- 5 このガイドラインにおいて、同種栽培作物とは、国実験指針の別表に定める遺伝子 組換え作物と交雑可能な同種並びに近縁の栽培作物をいう。

第4 指導推進体制

知事は、組換え作物生産者の指導に関して県域の農業者団体、市町、農業協同組合等の関係者の協力を得て、効果的に指導を実施するものとする。

第5 情報収集

知事は、関係者の協力を得て、組換え作物生産者の生産計画や生産状況についての 情報収集を行う。

第6 栽培計画の提出

- 1 組換え作物生産者は、遺伝子組換え作物をほ場に播種又は定植する1ヶ月前までに、次の事項を記載した栽培計画書(別紙様式第1号)を、遺伝子組換え作物の栽培を計画しているほ場の所在地を管轄する県民局を経由して知事に提出する。
- (1) ほ場の場所
- (2) 栽培作物並びに品種名
- (3) 栽培面積
- (4) 栽培期間
- (5) 地域住民等との合意形成の方法
- (6) 交雑、混入防止措置
- (7) 収穫物の取扱い
- 2 知事は、遺伝子組換え作物の栽培を計画しているほ場の近隣に、同種栽培作物の種子や種苗を生産するほ場や、同種栽培作物の有機農産物の生産を行うほ場がある場合は、組換え作物生産者に対して遺伝子組換え作物の栽培を行わないよう要請する。

第7 事前の合意形成

組換え作物生産者は、遺伝子組換え作物をほ場に播種又は定植する前までに、栽培 計画の内容について地域住民等に説明し合意を得ておく。

第8 交雑、混入防止措置の実施

- 1 組換え作物生産者は、国実験指針の内容に準じて、同種栽培作物との交雑防止措置及び混入防止措置を講じるものとする。
- 2 前項の防止措置を実施したにもかかわらず交雑、混入が発生した場合、組換え作物 生産者はその原因を追究するとともに、必要な措置を講じるものとする。

第9 報告書の提出

組換え作物生産者は、栽培が終了してから1ヶ月以内に、第6の各項の実績を記載した報告書を知事に提出するものとする。

第10 実施状況の確認

知事は、必要に応じて、組換え作物生産者が行う第7及び第8の措置の実施状況の確認を行うものとする。

第11 栽培の中止要請

- 1 知事は、組換え作物生産者が第6の栽培計画を提出せずに栽培を行っている場合、 または、第10の実施状況の確認の結果、組換え作物生産者が十分な措置を講じない で遺伝子組換え作物を栽培している場合は、その栽培の中止を要請する。
- 2 知事は、組換え作物生産者が前項の栽培の中止要請に応じない場合は、当該組換え 作物生産者に対して栽培中止の勧告を行ない、勧告に従わない場合は氏名を県のホー ムページ等において公表する。

第12 栽培計画書等の公表

知事は、第6の計画書、第9の報告書の内容について、県のホームページ等において 公表する。

第13 収穫物等に対する表示の徹底

- 1 県内で収穫された遺伝子組換え作物を流通販売する者並びに当該遺伝子組換え作物 を原料とする加工食品を製造販売する者は、JAS法及び食品衛生法に基づき表示を 行うものとする。
- 2 知事は、必要に応じて、前項の表示の実施状況の確認を行うものとする。
- 3 知事は、前項の表示の実施状況の確認において、不正表示を認めた場合は、JAS 法及び食品衛生法に基づく措置を講ずるものとする。

第14 情報の提供と理解の促進

知事は、遺伝子組換え技術や作物等に関する情報を、県民に分かりやすく提供するとともに、行政と消費者、生産者相互のコミュニケーションを進める。

第15 ガイドラインの検証

知事は、社会情勢の変化や本ガイドラインの運用状況等を検討し、その内容を見直す ことが適当である場合には、見直しを行うものとする。

第16 その他

このガイドラインに定めるもののほか、ガイドラインの施行に関して必要な事項は、 農林水産部長が別に定める。

附則

このガイドラインは、平成18年4月1日から施行する。

丘	庯	旦	4Π	重	糕

住所:

氏名: 印

連絡先電話番号

遺伝子組換え作物栽培計画書(報告書)

- 1 ほ場の場所(地番まで記載する)
- 2 栽培作物並びに品種名
- 3 栽培面積
- 4 栽培期間
- 5 地域住民等との合意形成の計画(実績)

日時	場所	合意形成の方法	対象者

- 6 交雑、混入防止措置
- (1) 交雑防止措置
- (2) 混入防止措置
- 7 収穫物の取扱い

(廃棄、出荷などの収穫物の取扱い計画(実績)を記載する。出荷する場合にあっては出荷先も記載する。)